

平成15年度 北日本看護学会 第2回理事・評議員会

資 料

日時：2003年8月31日(日) 11時30分～12時30分
会場：山形大学医学部看護学科 第1会議室

プログラム

I 開会

II 報告事項

- 1 理事会・評議員会報告
- 2 庶務報告
- 3 編集委員会報告
- 4 研究奨励会報告
- 5 その他

III 審議事項

- 1 第8回学術集会会長の選出
- 2 会計報告
- 3 事業計画案
- 4 予算案
- 5 その他

IV 閉会

北日本看護学会 第7回総会

資 料

日時：2003年8月31日(日) 12時30分～13時30分
会場：山形大学医学部 大講義室(1階)

プログラム

I 開会

II 報告事項

- 1 理事会・評議員会報告
- 2 庶務報告
- 3 編集委員会報告
- 4 研究奨励会報告
- 5 その他

III 審議事項

- 1 会計報告
- 2 事業計画案
- 3 予算案
- 4 その他

IV 第8回北日本看護学会学術集会会長挨拶

V 閉会

北日本看護学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北日本看護学会（North Japan Academy of Nursing Science）と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を山形大学医学部看護学科内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、看護の実践ならびに研究に広く携わる者により組織され、看護の臨床、教育、研究の進歩発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 学術講演会の開催
- (3) 学会誌の発行
- (4) 関係学術団体との連絡、提携
- (5) その他目的達成に必要な活動

第3章 会員および賛助会員

(会員)

第5条 本会の会員は、本学会の目的に賛同し、本学会の対象とする領域または関連のある領域において専門の学識、技能または体験を有する個人とする。

(賛助会員)

第6条 本会の賛助会員は、本学会の目的に賛同し、本学会の対象とする領域または関連のある領域において活動する個人または団体で、本学会の目的を遂行するために積極的に事業を後援することを表明したものである。

(会員の入会および退会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、北日本看護学会入会申込書を本会事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 退会しようとする者は、その旨を本会事務局に文書で申し出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、特別の理由がなくて2年以上会費を納入しない者は、退会したものとみなす。

(入会金および会費)

第8条 本会に入会を認められた者は、所定の入会金および年会費を納入しなければならない。なお、既納の入会金および会費は、入会を理事会が認めた後は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員の除名)

第9条 本会の会員、賛助会員が、本会の名誉を著しく傷つけた場合には、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

第4章 役員

(役員)

第10条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 1名
 - (3) 理事 若干名（常任理事 10名）
 - (4) 監事 2名
 - (5) 評議員 若干名
- (理事長)

第11条 理事長は、本会を代表し、会務を執行する。

2 理事長は、理事会で理事の中から互選し、総会の承認を得て決定する。

3 理事長の任期は3年とし、再任を妨げない。

(副理事長)

第12条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときその業務を代行する。

2 副理事長は理事の中から互選し、理事会の承認により決定する。

3 副理事長の任期は3年とし、再任を妨げない。

(理事)

第13条 理事は、理事会を組織し、本会の事業ならびにこれに伴う予算を含む運営について協議し、議決する。

2 理事は、本会の総務、会計渉外、編集などの企画運営を担当する。

3 常任理事は、本会の総務、会計渉外、編集などの企画運営の相談・調整を担当する。

4 理事は、評議員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。

5 理事の任期は3年とし、再任を妨げない。

(監事)

第14条 監事は、本会の会務を監査し、理事会に報告するとともに、本会の会計および資産を監査する。

2 監事は、評議員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。

3 監事の任期は3年とし、再任を妨げない。

(評議員)

第15条 評議員は、評議員会を組織し、理事長の諮問に応じ、本会の運営に関する事項を審議する。

2 評議員は、正会員の中から互選により選出する。選出の方法は、別に定める。ただし、任期中に欠員が生じてもこれを補充しない。

3 評議員の任期は3年とし、再任を妨げない。

(学術集会会長)

第16条 本会は、毎年1回学術集会を主宰するために、学術集会会長を置く。

2 学術集会会長は、理事会の推薦により、評議員会で会員の中から選出し、総会の承認を得る。

3 任期は1年とする。

4 学術集会会長は、理事会、評議員会に参加することができる。

第5章 会議

(会議の種類)

第17条 本会の運営のために、次の会議を開催する。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 評議員会

(4) 編集委員会

(5) 研究奨励会委員会

(総会)

第18条 本会の総会は、年1回理事長が招集して開催する。

2 総会は、本会の目的が定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算

(2) 事業報告および収支決算

(3) その他理事会が必要と認めた事項

3 理事会が必要と認めたとき、評議員会の議決があったときおよび会員の過半数以上から目的を示して総会の開催の請求があったときには、理事長は、臨時総会を開催しなければならない。

4 総会は、会員の10分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

5 総会の議長は、理事長があたり、議事は、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は、議長が決する。

(理事会)

第19条 本会は、会務を担当し取りまとめるために、理事会を組織し、年1回以上開催する。

2 理事会は、理事長が招集し、議長は理事長があたる。

3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

4 理事会における議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会を開催する請求があったときは、理事長は、遅滞なく臨時理事会を開催しなければならない。

(評議員会)

第20条 本会は、理事長の諮問に応じ重要事項を審議するため評議員を置き、評議員会を組織する。

2 評議員会は、年1回定例に理事長が招集し、議長は、理事長があたる。

3 評議員の3分の2から請求があり、かつ、理事会が必要と認めたときは、理事長は、臨時に評議員会を招集しなくてはならない。

4 評議員会は、評議員の過半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

(編集委員会)

第21条 編集委員会は、会誌の編集および発行を行う。

2 編集委員会は理事会で選出された次の委員をもって組織する。

(1) 理事 3名

(2) 評議員 2名

(3) 正会員 相当数

3 委員長は編集委員会において理事の中から選出する。

4 委員の任期は3年とし再任を妨げない。

(研究奨励会委員会)

第22条 研究奨励会委員会は、本会の運営、審査等の事業にあたる。

2 研究奨励会委員会は、理事会より推薦された若干名の委員によって委員会を設ける。

3 委員長は研究奨励会委員会において互選し選出する。

4 委員の任期は3年とし再任を妨げない。

第6章 会計

(会計)

第23条 本会の運営は、入会金、会費および本会の事業に伴う収人などによって行う。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(入会金、会費)

第24条 会員の入会金は、2,000円とする。

2 本会の年会費は、会員5,000円、学生会員(大学生・大学院生を含む)3,000円、賛助会員(1口)30,000円とする。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第25条 会則の変更は、理事会および評議員会の議を経て、総会の議決によって行う。

第8章 補則

(委任)

第26条 本会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1 この会則は、平成9年8月30日から施行する。

2 本会設立当初の役員は、第10条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 理事長 高橋みや子

(2) 副理事長 1名

(3) 常任理事 8名

3 平成10年8月29日 一部改正施行する。

4 平成11年8月28日 一部改正施行する。

5 平成12年8月25日 一部改正施行する。

評議員選出規程

(評議員の選出)

第1条 この規程は、北日本看護学会会則第15条に規定する評議員の選出に関して必要な事項を定めるものとする。

(地区・定数)

第2条 全国を付表に示す地区に分け、夫々登録した地区の会員数の約3%（四捨五入とする）を地区の評議員定数とする。

(選挙資格)

第3条 会員で選挙の公示までに会費を完納した者は評議員を選出する資格を有するものとする。

(被選出資格)

第4条 評議員の被選出者となる資格は、会員となって3年以上の者で選挙公示の日までに会費を完納している者とする。

(選挙公示)

第5条 評議員任期満了の1年前の理事長が評議員就任の期間を明示して、評議員選挙を公示する。

(選挙管理委員会)

第6条 評議員の互選により選挙管理委員3名を選出し、理事長が委嘱し選挙管理委員会を組織する。

2 互選により選挙管理委員長を選出し理事長が委嘱する。

(投票締切日の公示)

第7条 選挙管理委員会の協議により投票締切日を決定し、会員に公布する。

2 投票締切日は年度末3カ月以上前に決定すること。

第8条 選挙管理委員会は、地区別選挙人登録者名簿および被選出者登録名簿を作成し、定めた締切日1カ月前までに選挙人である会員に配布しなくてはならない。

第9条 投票は郵送により行い、投票用紙、投票用紙入れ密封封筒および返送用封筒を各選挙人に配布し、定められた投票締切日までに投票を完了するよう文書で徹底周知させる。

2 投票締切日消印は有効とする。

第10条 規程による投票用紙は、登録地区評議員定数による連記制とする。

(投票締切)

第11条 投票締切日消印の投票封筒の到着をもって締め切る。

(開票)

第12条 開票は、選挙管理委員全員が立ち合いのうえ行う。

(無効票、有効票)

第13条 投票用紙に地区定数以上の者に○印を記入したものは、その投票用紙について全員無効とする。

2 ○印が地区定数に満たない投票用紙については、その○印を付した者の得票として有効とする。

3 ○印以外の印（例えば×印、△印等）が記入されたものは、その者については無効とする。

4 ○印のほかに称号、敬称等の記入は有効とする。

(得票および名簿作成)

第14条 各地区毎、得票数上位の者により定数枠内の者を該当者とし、これに次点者を明示して加えて、票数を記載せずに名簿を作成し、理事会に提出する。

2 最下位得票者に同数の者のある場合は、同得票である旨を明示して名簿に加える。この場合には次点者は設けない。

3 次点者に同得票数の者のある場合も同様に、明示して名簿に加えて記載する。

(理事長の推薦)

第15条 理事長は必要に応じ、この選出方法とは別に若干名を評議員として理事会に推薦する事が出来る。

(評議員の決定)

第16条 理事会は、選挙管理委員会の報告と、理事長による推薦者について地区毎に審査し、評議員を決定する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成9年8月30日より施行する。

2 平成10年8月29日 一部改正施行する。

<付表>

地区別

番号	地区名	都道府県名
1	北海道	北海道
2	青森	青森
3	岩手	岩手
4	宮城	宮城
5	秋田	秋田
6	山形	山形
7	福島	福島
8	関東	千葉、茨城、栃木、群馬、新潟
9	東京	東京、埼玉、山梨、長野
10	東海	神奈川、岐阜、静岡、愛知、三重
11	近畿・北陸	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、福井、富山、石川
12	中国・四国	島根、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
13	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

理事・監事選出規程

(理事・監事の選出)

第1条 この規程は、本会会則第13条、14条による理事・監事の選出に関して必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 理事は20名以内とし、地区評議員数に応じて配分する。

第3条 監事は2名とする。

(選出)

第4条 理事は、新評議員が各地区の新評議員の中から理事定数の連記により選出する。

第5条 監事は、新評議員の中から理事会が推薦し、新評議員で決定する。

(投票締切日)

第6条 (削除)

(開票)

第7条 開票は、選挙管理委員（評議員選出規程による選挙管理委員が兼ねる）全員の立会いのうえ行う。

(無効票・有効票)

第8条 投票用紙に定数以上の者に○印を記入したものは、その投票用紙については全員無効とする。

2 ○印が定数にみたない投票用紙については、その○印を付した者の得票として有効とする。

3 ○印以外の印（例えば、×印、△印等）が記入された者については、その者については無効とする。

4 ○印の他に称号、敬称等の記入は有効とする。

(得票および名簿作成)

第9条 得票数上位の者により定数枠内の者を該当者とし、票数を記載せずに名簿を作成し、理事会に提出する。

2 最下位得票者に同数の者がある場合は、同得票である旨明示して名簿に加える。

(理事の決定)

第10条 理事長は、選出された新理事を理事会に報告し、理事会の承認を得る。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成9年8月30日より施行する。

2 平成12年8月25日 一部改正施行する。

理事会・評議員会報告

第 1 回評議員会

第 1 回評議員の招集に先立ち、規定に基づいて第 2 回評議員選挙を行い（平成 14 年 12 月 1 日投票締切）、開票の結果選出された会員の就任承諾を得て、資料 5 のとおり評議員を決定した。

日 時：平成 15 年 4 月 5 日（土） 12:00～14:00

場 所：山形大学医学部看護学科 第 1 会議室

出席者：13 名（新評議員）

- 議 題：1. 理事，監事の選出
2. 理事長，副理事長の選出
3. 担当業務の分担

議題 1～3 については審議の結果、資料 6 のとおり決定した。

第 2 回評議員会

日 時：平成 15 年 8 月 31 日（日） 11:30～12:30

場 所：山形大学医学部看護学科 第 1 会議室

出席者： 名

- 議 題：1. 報告事項
- 1) 理事会・評議員会報告
 - 2) 庶務報告
 - 3) 編集委員会報告
 - 4) 研究奨励会報告
 - 5) 会計報告
 - 6) その他
2. 審議事項
- 1) 第 8 回学術集会会長の選出
 - 2) 事業計画案
 - 3) 予算案
 - 4) その他

北日本看護学会評議員名簿

(敬称略・順不同)

氏名	所属	備考
河野 總子	北海道医療大学	北海道地区
笹本 真樹子	八戸市立市民病院	青森地区
浅沼 宏子	盛岡赤十字病院	岩手地区
浅沼 優子	岩手県立大学看護学部	岩手地区
武田 利明	岩手県立大学看護学部	岩手地区
石井 範子	秋田大学医学部保健学科	秋田地区
浅沼 良子	東北大学医療技術短期大学部看護学科	宮城地区
伊藤 尚子	東北文化学園大学医療福祉学部保健福祉科	宮城地区
高瀬 千工	東北大学医学部附属病院	宮城地区
武田 淳子	宮城大学看護学部	宮城地区
遠藤 芳子	山形県立保健医療大学	山形地区
川村 良子	山形済生病院	山形地区
久米 和興	名古屋市立大学看護学部	山形地区
小林 淳子	山形大学医学部看護学科	山形地区
小松 万喜子	山形大学医学部看護学科	山形地区
塩飽 仁	山形大学医学部看護学科	山形地区
高橋 みや子	山形大学医学部看護学科	山形地区
布施 淳子	山形大学医学部看護学科	山形地区
渡辺 皓	山形大学医学部看護学科	山形地区
竹村 真理	新潟大学医学部保健学科	関東地区
佐々木 和子	国立看護大学校	東京地区

(任期：平成15年4月1日～平成18年3月31日)

北日本看護学会理事名簿

(敬称略・順不同)

役 職	氏 名	所 属
理事長	高橋 みや子	山形大学医学部看護学科
副理事長	塩飽 仁	山形大学医学部看護学科
理事 (庶務)	布施 淳子	山形大学医学部看護学科
	小松 万喜子	山形大学医学部看護学科
	浅沼 宏子	盛岡赤十字病院
	伊藤 尚子	東北文化学園大学医療福祉学部保健福祉科
	高瀬 千工	東北大学医学部附属病院
理事 (編集)	小林 淳子	山形大学医学部看護学科
	渡辺 皓	山形大学医学部看護学科
	浅沼 優子	岩手県立大学看護学部
理事 (研究奨励)	武田 利明	岩手県立大学看護学部
	武田 淳子	宮城大学看護学部
	佐々木 和子	国立看護大学校
理事 (会計)	川村 良子	山形済生病院
	遠藤 芳子	山形県立保健医療大学

(任期：平成 15 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日)

評議員 (監事)	石井 範子	秋田大学医学部保健学科
	久米 和興	名古屋市立大学看護学部

(任期：平成 15 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日)

庶務報告

1. 組織について

1) 入会、会員手続きに関する事務

(1) 2002年4月1日から2003年3月31日までの新入会員数

117名

(2003年4月1日～2003年8月27日の新入会員数 170名)

(2) 2003年3月31日現在の会員数

531名 (正会員：500名, 学生会員：31名)

(2003年8月27日現在693名 (正会員：644名, 学生会員：53名, 賛助会員1名))

2. 事業について

1) 第6回学術集会の開催

学会長 社会福祉法人恩賜財団済生会山形済生病院 川村良子 看護部長

会期：2002年9月7日(土)・8日(日)

会場：東北芸術工科大学

参加者数：532名 (正会員226名, 非会員234名, 公開講座等72名)

2) 北日本看護学会誌発行

編集委員会報告に譲る

3) 平成15年度北日本看護学会研究奨励会研究奨励金公募

研究奨励会報告に譲る

3. 運営に関する会議

1) 総会

第6回総会の開催

日時：2002年9月8日(日) 9時15分～10時00分

会場：東北芸術工科大学 411講義室

出席会員, 委任状により成立

2) 第2回評議員選挙

3) 理事会・評議員会 1回

2), 3) については理事会・評議員会報告参照

編集委員会報告

1. 委員会の開催
平成 15 年 4 月 22 日、7 月 10 日開催。
平成 15 年 11 月、平成 16 年 3 月開催予定。
2. 北日本看護学会誌第 6 巻の発刊について
 - 1) 掲載予定の講演原稿編集の進捗状況
第 6 回学術集会会長講演「今学会によせて一自ら学び、自ら育つ」
会長 川村良子氏
 - 2) 投稿論文ならびに査読の進捗状況
平成 15 年 8 月 29 日現在、原著 5、短報 1、看護活動報告 1、資料報告 5、
計 12 本の投稿があり、査読が進行中。
 - 3) 発刊予定
平成 15 年 11 月に第 1 巻、平成 16 年 3 月に第 2 巻の発刊を予定。

北日本看護学会誌編集委員会規程

1. 名 称
本会は、北日本看護学会誌編集委員会（編集委員会）とする。
2. 目的
本会は会則第 4 条第 3 項による学会誌の発行に関わる企画運営のために、会則第 21 条第 1 項に基づいて置かれる。
3. 委員会
本会の運営は、北日本看護学会理事中より若干名の委員を選出する。任期は役員在任期間とし、再任を妨げない。
 - 2) 委員の中から委員長を互選する。委員長は本会を総務する。
4. 査読
委員会はあらかじめ査読委員を若十名選出し、理事会の議を経て北日本看護学会誌に広告する。
 - 2) 会員以外の査読者には手当を支給することができる。
 - 3) 任期は役員在任期間とし再任を妨げない。
 - 4) 投稿された論文の査読は 3 名以上（委員長を含めて）の査読者で行う。
5. この規定は平成 12 年 4 月 1 日より発効する。

研究奨励会報告

1. 北日本看護学会研究奨励会の平成 15 年度研究奨励金について

募集期間：平成 15 年 4 月 1 日～6 月 30 日

応募件数：5 件

審査期間：平成 14 年 8 月 11 日～8 月 29 日

審査結果：全件採択

ただし、下表の No.1, 2, 3, 4 の課題については条件付き採択とする。

条件付き採択課題では、審査員によりそれぞれ研究方法や倫理手続きの吟味が必要である旨を指摘された。応募者に審査員のコメントを伝え、研究計画の修正を行うことを条件に採択とする。

2. 平成 15 年度北日本看護学会研究奨励会研究奨励金採択課題

No.	研究代表者	所属機関	研究課題	交付金
1	佐藤志保	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻	採血を受ける子どもに対して看護師が行うプリパレーションの有効性に関する研究	6 万円
2	佐々木理恵子	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻	入院時面接インタビューに関する看護師長の教育指導・評価に関する調査	6 万円
3	仲島愛子	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻	看護教育制度の歴史的研究	6 万円
4	長谷部真木子	秋田大学医学部保健学科看護学専攻	看護基礎教育における「食事援助技術」の教育方法に関する実態調査	6 万円
5	原 玲子	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻	ナースステーションにおける看護師の相互作用過程に関する研究	6 万円

2003年度会計報告

1. 2002年度会計決算

自 2002年4月 1日

至 2003年3月31日

<収入の部>

項 目	2002年度予算	2002年度決算	備 考
1. 年会費	2,836,000	2,760,000	
(正会員)	2,740,000	2,715,000	5,000×543名
(学生会員)	96,000	45,000	3,000× 15名
2. 入会金	200,000	254,000	2,000×127名
3. 繰越金	2,468,551	2,468,551	2001度より繰り越し
		422	貯金利子
		57,103	振込金間違い
合 計	5,504,551	5,540,076	

自 2002年4月 1日

至 2003年3月31日

<支出の部>

項 目	2002年度予算	2002年度決算	備 考
1. 学術集会・総会補助費	1,000,000	1,000,000	第6回北日本看護学会学術集会補助金
2. 研究奨励金	300,000	300,000	2002年度奨励研究
3. 印刷費	1,400,000	667,737	年会費請求, 学会誌(2号分), 封筒, 他
4. 通信費	300,000	82,344	電話・FAX.料金
5. 郵送費	800,000	582,420	はがき, 切手
6. 事務局運営費	350,000	48,545	
(備品費)	150,000	16,590	
(事務用品)	100,000	4,231	
(消耗品費)	100,000	27,724	宛名ラベル, FD, 他
7. 会議費	200,000	28,545	
(理事会)	50,000	18,010	
(評議員会)	50,000	0	
(編集委員会)	50,000	10,535	
(奨励会委員会)	50,000	0	
8. 人件費	1,050,000	687,960	
(臨時雇用)	200,000	57,960	学術集会講演会テープおこし, 他
(事務作業委託費)	650,000	630,000	(株)NTT ソルコ会員管理業務委託費
(旅費等)	200,000	0	出張時交通費など
9. 予備費	104,551	64,028	間違い入金返金, 銀行振込手数料, 他
小 計	—	3,461,579	
10. 次期繰越金	—	2,078,497	
合 計	5,504,551	5,540,076	

2. 会計監査報告

2002年度における北日本看護学会の帳簿, 証拠書類並びに郵便貯金などについて監査しましたところ, 正当でありましたので報告いたします。

2003年8月5日

北日本看護学会

監 事 浅 沼 優 子 ㊞

監 事 浜 め ぐ み ㊞

2003年度事業計画（案）

1. 北日本看護学会学術集会の開催
 - 1) 第7回学術集会の開催
学会長 山形大学医学部看護学科 高橋みや子 教授
会期：2003年8月30日（土）・31日（日）
会場：山形大学医学部看護学科
 - 2) 第8回学術集会の開催
学会長 山形大学医学部看護学科 塩飽 仁 教授
会期：2004年8月28日（土）・29日（日）（予定）
会場：仙台市（詳細未定）
2. 北日本看護学会誌の発行
3. 平成16年度北日本看護学会研究奨励会研究奨励金の公募
資料11, 12参照

北日本看護学会研究奨励会規程

第1条（名称）

本会を北日本看護学会研究奨励会と称する。

第2条（目的）

本会は北日本看護学会の事業の一として、看護実践の向上ならびに看護研究の推進のために研究費用の一部を贈与し、研究成果により看護学の発展に寄与することを目的とする。

第3条（資金）

本会の資金として、学会費の一部を研究奨励金に当てる。

会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

第4条（対象）

- (1) 北日本看護学会会員として登録している者で、申請または推薦により、その研究目的、研究内容を審査の上、適当と認められた者若干名とする。
- (2) 研究責任者は(1)を満たす者で、共同研究者は全員北日本看護学会会員でなければならない。
- (3) 推薦の手続きや様式は別に定める。
- (4) 研究奨励金は対象研究課題の1年間の研究費用に充当するものとして贈る。
- (5) 研究が継続され、更に継続して研究奨励金を希望する者は、改めて申請を行うこととする。

第5条（義務）

この研究奨励金を受けた者は、対象研究課題の1年間の業績結果を、次年度北日本看護学会学術集会において口頭発表し、更に3年以内に北日本看護学会会誌に論文等で掲載義務を負うものとする。

第6条（罰金）

研究奨励金を受けた者の負う義務を怠り、また北日本看護学会会員として、その名誉を甚だしく毀損する行為のあった場合は、委員会が査問の上、贈与した研究奨励金の全額の返還を命ずることがある。

第7条（委員会）

- (1) 本会の運営、審査等の事業に当たり、北日本看護学会理事会より推薦された若干名の委員によって委員会を設ける。
- (2) 委員会に委員長を置き、本会を統括する。
- (3) 委員会は次の事項を掌務する。
 - ①財産管理及び北日本看護学会理事長への会計報告
 - ②研究奨励金授与者の選考、決定及び理事長への報告
 - ③授与者の義務履行の確認、及び不履行の査問、罰則適用の決定及び理事長への報告
 - ④研究奨励金授与者の選考及び授与者の義務履行については、別に定める。

第8条

委員会より報告を受けた事項は、北日本看護学会理事長が総会に報告する。

第9条

研究奨励金を授与する者の募集規程は、委員会に於いて別に定め、会員に公告する。

附則

- (1) 本規程は平成12年4月1日より発効する。
- (2) 平成13年9月16日一部改正施行する。

北日本看護学会研究奨励会 平成15年度奨励研究募集要項（案）

1. 応募方法

- 1) 当研究奨励会所定の申請用紙に必要事項を記入の上、4部（正本1部、コピー3部）と共に一括して学会事務局宛（後記）に書留郵便で送付のこと。
- 2) 申請用紙は返信用切手80円を添えて学会事務局宛に請求すれば郵送する。
（なお、申請用紙は北日本看護学会ホームページ（<http://www.id.yamagata-u.ac.jp/Nursing/NJANS>）からも無料で入手できます（Microsoft Word 文書ファイル、Adobe Acrobat PDF ファイル）。）
- 3) 機関に所属する応募者は所属する機関の長の承認を得て、申請者の当該欄に記入して提出すること。

2. 応募資格

北日本看護学会会員であること。

3. 応募期間

平成16年4月1日から平成16年6月30日の間に必着のこと。

4. 選考方法

北日本看護学会研究奨励会委員会は、応募締め切り後、規程に基づいて速やかに審査を行い、当該者を選考し、その結果を理事長に報告、会員に公告する。

5. 研究奨励会委員会

研究奨励会委員会は次の委員により構成される。
武田 利明（岩手県立大学看護学部）
武田 淳子（宮城大学看護学部）
佐々木和子（国立看護大学校）

6. 研究奨励金の交付

採択された者には北日本看護学会より1年間30万円以内の研究奨励金を交付する。

7. 応募書類は返却しない。

8. 研究奨励会の事務は、下記で取り扱う。

〒990-9585 山形県山形市飯田西2丁目2番2号
山形大学医学部看護学科内
北日本看護学会事務局研究奨励会

(註1) 審査の結果選考され研究奨励金の交付を受けた者は、この研究に関する全ての発表に際して、本研究奨励会研究によるものであることを明らかにする必要がある。

(註2) 奨励研究の成果は、次年度公刊される業績報告に基づいて研究奨励会委員会が検討、確認し理事長に報告するが、必要と認めた場合には指導、助言を行い、又は罰則（北日本看護学会研究奨励会規程第6条）を適用することがある。

分類	
番号	

平成 年度 北日本看護学会 研究奨励金交付申請書

平成 年 月 日

北日本看護学会 研究奨励会 御中

I. 研究者	
氏名 <small>ふりがな</small>	昭和 年 月 日生
所属機関	職名
所在地 〒	電話
	FAX
自宅住所 〒	電話
	FAX
電子メールアドレス	
主な所属学会	
II. 協同研究者	
氏名	
研究機関	職名
氏名	
研究機関	職名
氏名	
研究機関	職名

推薦者

氏名 <small>ふりがな</small>	印
所属機関	職名
所属機関所在地 〒	
電話	FAX
推薦理由	

(注) 申請書はワープロまたは黒ボールペンで記入し、4部（正本1部、コピー3部）お送り下さい。

分類	
番号	

研究課題
研究目的
研究計画・方法

分類	
番号	

研究助成金の使途内訳（概算）
研究業績（掲載論文，発表演題など）：題名，雑誌名，巻，頁，年月 本研究課題に関連した臨床などでの活動状況：書式自由

2003年度会計予算(案)

自 2003年4月1日

至 2004年3月31日

<収入の部>

項 目	2002年度予算	2003年度予算	備 考
1. 年会費	2,836,000	3,340,000	
(正会員)	2,740,000	3,250,000	5,000×650名
(学生会員)	96,000	90,000	3,000×30名
2. 入会金	200,000	200,000	2,000×100名
3. 繰越金	2,468,551	2,078,497	2002年度より繰り越し
合 計	5,504,551	5,618,497	

自 2003年4月1日

至 2004年3月31日

<支出の部>

項 目	2002年度予算	2003年度予算	備 考
1. 学術集会・総会補助費	1,000,000	1,000,000	第7回北日本看護学会学術集会補助金
2. 研究奨励金	300,000	300,000	2003年度奨励研究
3. 印刷費	1,400,000	1,400,000	学会誌(2号分), 封筒, 他
4. 通信費	300,000	300,000	電話・FAX料金
5. 郵送費	800,000	800,000	はがき, 切手
6. 事務局運営費	350,000	350,000	
(備品費)	150,000	150,000	
(事務用品)	100,000	100,000	
(消耗品費)	100,000	100,000	宛名ラベル, 封筒, 他
7. 会議費	200,000	250,000	
(理事会)	50,000	50,000	
(評議員会)	50,000	100,000	
(編集委員会)	50,000	50,000	
(奨励会委員会)	50,000	50,000	
8. 人件費	1,050,000	1,050,000	
(臨時雇用)	200,000	200,000	学術集会講演会テープおこし, 他
(事務作業委託費)	650,000	650,000	事務, 会員管理業務委託費
(旅費等)	200,000	200,000	出張時交通費など
9. 予備費	104,551	168,497	間違い入金返金, 銀行振込手数料, 他
小 計	5,504,551	5,450,000	
合 計	5,504,551	5,618,497	